

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろは

第26回

年末になると保険会社から「生命保険料控除証明書」が届きます。「旧制度」「新制度」とあります。どう違うのか教えてください。(50代 男性)

Q

現在、生命保険料控除には、平成23年12月31日までに契約した保険に適用される「旧制度」と、平成24年1月1日以降に契約した保険に適用される「新制度」があります。新制度には「介護医療保険料控除」があり、対象となる保険がある場合、控除限度額は新制度の方が多くなります。

生命保険料控除制度とは、所得税や住民税の税額計算において、1年間に支払った保険料のうち一定金額を所得から控除する制度です。生命保険に加入することことで、万が一のときの備えはもちろんのこと、納税額を軽減することができます。平成24年に改正されたポイントは二つです。

①「介護医療保険料控除」の新設

②控除の合計限度額が12万円に拡大

旧制度は「一般生命保険料控除・個人年金保険料控除」の2種類でしたが、新制度では「介護医療保険料控除」が新設されたことで、控除額も最大12万円に拡大されました。平成24年以降に介護保険に加入された人は新制度を活用したほうが多くの控除を受けられる可能性があります。ただし、介護保険に加入しても「介護医療控除」を全て受けられる訳ではありません。貯蓄性が高い保険は「一般生命保険料控除」に該当するケースもあります。

控除額を意識して保険契約をするのではなく、「保障が自分に合つたものか・保障が重複しているのか」の観点の方がとても大切です。控除証明書が届く時期には今後のライフプランも考えて保障内容を確認する習慣をつけましょう。

2016年10月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。 AFP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国の1の1番地 0120-123065

## 所得税における生命保険料控除

平成24年1月1日以降締結した保険(新制度)	平成23年12月31日までに締結した保険(旧制度)
一般生命保険料控除:40,000円限度	一般生命保険料控除:50,000円限度
介護医療保険料控除:40,000円限度	
個人年金保険料控除:40,000円限度	個人年金保険料控除:50,000円限度
合計 120,000円限度	合計 100,000円限度

保険の区分は、保険契約者に送付される「生命保険料控除証明書」に記載されています。

